

兵庫労働局発表
平成28年4月27日

【照会先】

兵庫労働局職業安定部職業対策課
課長 桂昌宏
課長補佐 岡林桂一
地方障害者雇用担当官 谷岡善裕
(代表電話) 078-367-0810

精神科医療機関とハローワークの連携による就労支援モデル事業の実施**1 モデル事業実施の趣旨・目的**

平成30年度からの「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行による精神障害者の法定雇用率の算定基礎の対象への追加を踏まえて、精神障害者の就労支援の強化を図っていく必要があります。

厚生労働省では、平成28年度、全国で兵庫を含め22か所のハローワークで「医療機関と公共職業安定所の連携による就労支援モデル事業」を実施します。

兵庫労働局は、平成28年4月、神戸公共職業安定所と福島神経科クリニック、医療法人湊川病院との間で事業協定を締結し、精神障害者に対する就労支援を実施することとなりましたのでお知らせします。

さらに、兵庫県立光風病院、医療法人新生病院とも、近く協定の締結を行う予定としております。

2 モデル事業の実施内容

医療機関の就労支援プログラムを利用し、就職を希望する障害者一人ひとりに対して、主治医等として医療機関の関与は継続しつつ、ハローワークの担当者が中心となって、就労支援チームを結成し、就職から職場定着まで一貫した支援を以下のとおり実施します。医療機関は就労支援プログラム担当者、ハローワークは主任就職促進指導官等や就職支援コーディネーター（医療機関連携担当）などが担当します。【別添資料参照】

支援内容

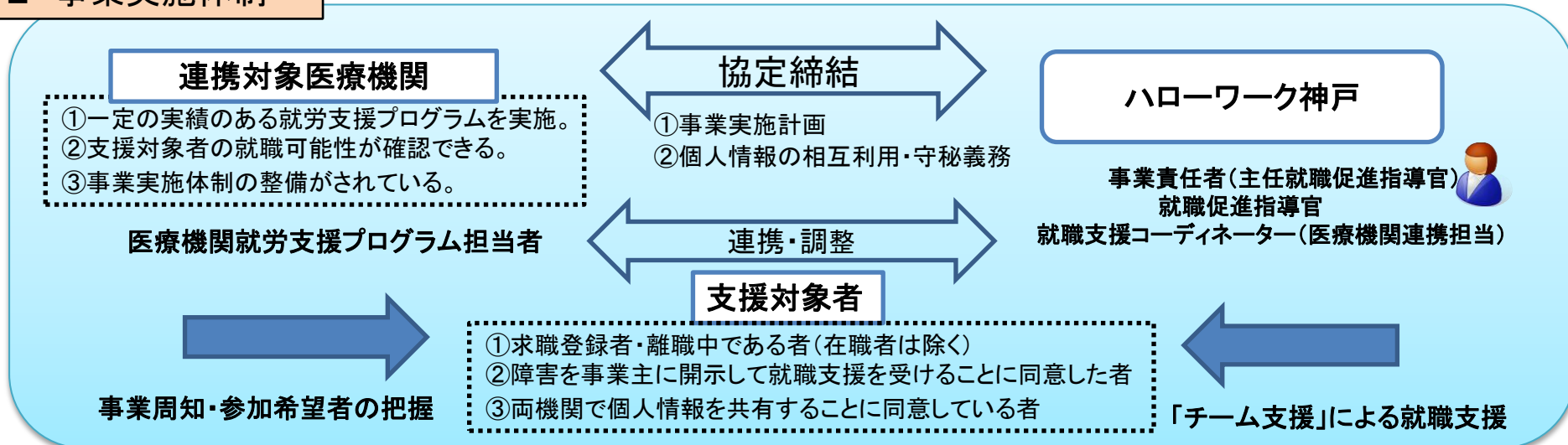
- (1) 職業相談・紹介、キャリアコンサルティング、就職ガイダンス(履歴書の書き方等)、職業訓練あっせん等の就労支援サービス
- (2) 職場実習等の機会の積極的な提供
- (3) 3か月目と支援期間終了時に医療機関側の担当者を含めたケース会議の開催
- (4) 職場定着支援等のフォローアップ支援の実施

医療機関とハローワークの連携による就労支援モデル事業の実施について

1 目的

都市部のハローワークにおいて、就労支援プログラムを実施する医療機関と連携したモデル事業を実施し、当該医療機関との信頼関係を構築するとともに、地域の他の医療機関に対してもハローワークでの取組状況について普及・啓発を図り、医療機関との連携を推進することとする。

2 事業実施体制



3 事業内容等

- 主治医等として医療機関の関与は継続。就労支援の観点から支援対象者を医療機関からハローワークに引き継ぐ。
- 支援方法については「**チーム支援事業**」を活用し、支援期間は原則6ヶ月以内とする。
- 想定される支援内容は次のとおり。

- ①職業相談・紹介、キャリアコンサルティング、就職ガイダンス(履歴書の書き方等)、職業訓練あっせん等の就労支援サービス
- ②職場実習等の機会の積極的な提供
- ③3ヶ月目と支援期間終了時に医療機関側の担当者を含めたケース会議の開催
- ④職場定着支援等のフォローアップ支援の実施